

総合評価方式の主な改正内容について

(R6年6月)

○改正内容

(1) 障害者雇用を義務付けられている企業の要件を改正

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の改正（令和6年4月1日施行）により障害者雇用率が改正されたことに伴い、関係する規定を整備する。

改正前	改正後
障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業（ <u>43.5</u> 人以上の事業主）	障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業（ <u>40.0</u> 人以上の事業主）

○適用

令和6年6月以降に発注するものから適用